

令和元年度第 1 回 野洲市景観審議会会議録

要 約 版

開催日時 令和元年6月21日（金） 午前10時から正午
場 所 コミュニティセンターやす2階 会議室1

1. 開会

【事務局】 それではただ今より第1回野洲市景観審議会を開催させていただきます。
本審議会の成立ですが、9名中7名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、野洲市景観条例施行規則第22条第3項の規定により、本日の景観審議会が成立していますことを報告いたします。

2. 挨拶

【市長】 今日は、野洲市民病院の具体案についての報告に対し、皆様からご意見を賜われます。平成22年から平成24年を一つの区切りとして、ここにおられる松岡先生にご指導いただきながら、野洲市のより良い景観形成のため制度設計等の取組みを進めてきました。駅前の件につきましては、まずは病院整備をした上で進めていきたいと思っておりますので、皆様方から忌憚りの無いご意見を賜わりたいと思っております。

その他、これからの取組み等につきましても、皆様方からご意見を賜わりたいと思っておりますので、実りある会議となりますことをお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

【事務局】 （資料の確認）

次に委員任期が平成30年5月21日から令和2年5月20日と新しくなりましたので、委員及び職員の紹介をさせていただきます。（割愛）

それでは、議事の進行は会長選出までの間、市長に代わり都市建設部次長が議事を進行させていただきます。それでは次長、よろしく申し上げます。

3. 議事案件

（1）会長の選出について

【次長】 それでは、会長が決定するまでの間、私が議事を進行させていただきます。
議事案件（1）「会長の選出について」です。

野洲市景観審議会条例施行規則第21条第1項には「会長は委員の互選によって定める。」となっております。事務局としては「野洲市の景観を考える委員会」の委員長、また、第3期までの当審議会の会長をお務めいただき本市の景観行政にご尽力いただいております垂細亜大学の松岡委員に会長をお願いしたいと考えております。皆さん、いかがでしょうか。

【委員一同】 （異議なし）

【次長】 ご賛同いただきましたので、会長は、松岡委員にお願いすることとなりました。

それでは、これより議事進行は、松岡会長にお願いすることにいたします。

【会長】 皆さん、こんにちは。ただ今、ご推挙を受けまして、当審議会の会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私自身は3年前まで、滋賀県立大学に勤めておりました。先程お話があったように、最初に景観審議会の前身である「景観を考える委員会」が始まり、第1回の景観審議会から会長を務めさせていただいております。その間、景観計画の策定や景観条例の制定などに関わらせていただき、野洲の景観に関し非常に興味をもっています。皆様には、景観とはまちづくりの非常に大事な施策であるという意識を高くもっていただき、高い知見からご意見を活発にいただきたいと思います。皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、会議を続行したいと思います。

【会長】 さて、会長の職務代理者ですが、私から松沢委員にお願いしたいと思います。
(松沢委員了承)

(2) 野洲市民病院整備にかかる景観への影響について

【会長】 それでは、議事に入ります。「野洲市民病院整備にかかる景観への影響について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料3-1、3-2、4、補足資料を用いて説明)

【会長】 質疑に入る前に、今から意見をいっても間に合わないくらいのところまで設計が進んでいるのか、どのくらいまでこの審議会の意見が反映されるのか聞いておきたい。

【事務局】 実施設計をまとめる段階ですので、建物の形を変えることは厳しいかと考えています。

【会長】 では、景観的に何か配慮できることはないかというご意見があればお願いします。

駅前ロータリーから奥側へ入り口があり、救急の出入りもあるので配置としては問題ないと思います。一番気になるのは、駅前ロータリーから見たときの景観です。機能的な問題もあると思いますので、緑化もかなり推進させるということですが、バッファゾーンとしての緑の境界はがっちりと植え、足回りの圧迫感を下げてもらえたらと思います。

コミセンやすに出てくる道のガラス張りのところは二重になっていますか。インテリアですか。

【事務局】 内部になっています。

【会長】 もう1つの壁まで、市民が自由に出入りできるということですか。

【事務局】 駅前ロータリーから続く歩道をヘルスケアストリートという位置づけで考えています。自由に人が行き来でき、かつ、中に入ったヘルスケアパークは病院内の広場というところで計画をしております。

【会長】 ロータリー側の丸いマークは何ですか。

【事務局】 植樹の予定をしております。歩道から建物の敷地まで約3mです。

- 【会長】 そうすると植えた木は4、5mくらい。植栽は間引きして植えるのではなく、詰めて植えていただく、もしくは壁面緑化にてロータリー側に優しい表情を与えるのはどうでしょうか。
- 【A委員】 13ページのパース図右側にある連絡橋みたいなものは何ですか。
- 【事務局】 これは未定ですが、病院のJR側に交流商業施設を計画しており、将来的な市のイメージになります。
- 【A委員】 今あるロータリーのシェルターが表現されてないので、見え方は少し変わってくるかもしれないですね。
- 【会長】 白いシェルターが入っていないので、そこに緑があるといいですね。3階以上の凹んでいる部分は、ボリュームを少なく見せる手法としては良いと思うので、そこも含めて駅前側に緑を置いてほしい。
- 【事務局】 今の計画としては3階の部分には室外機が並んできますので、それを隠すようにルーバーがあります。
- 【会長】 ルーバーは2枚ですか。あと実際の窓になっているはどこですか。
- 【事務局】 3つ割です。(パース図の)グレーになっているところが窓です。病室の廊下の突き当たりになっています。
- 【会長】 目線にぶつかるとかはないですか。
- 【事務局】 それは大丈夫です。ちょうど西側と東側に病室の窓がありますので、壁になっています。
- 【B委員】 色彩に関して、この審議会で検討できる余地はあるのでしょうか。
- 【事務局】 もちろんございます。
- 【B委員】 病院といえば白が基調色というイメージなのですが、滋賀県立総合病院は、下の部分がベージュ系になっていて、2色の構造にあっていると思います。そうすると全体のイメージに安定感がでてくるということもあるのかなと思うので検討いただけたらと思います。
- あと、駅前に公共施設が建っていて、文化ホール・コミセン・幼稚園・保育園等がまとまってあるので、それをゾーンのように捉え、景観として統一感のあるようなものに将来的になってもよいと思います。
- 【会長】 既存のものは厳しいですが、新しい施設を緑や舗装色などの共通項で繋いでいく公共施設群としての景観ですね。今おっしゃった、低層部のところの色を落とすというのはあるかもしれないですね。上は白でいいかもしれないですが、色は落として安定させ、緑となじむようにさせればよいと思います。
- 素材は塗装づけですか。
- 【事務局】 そうです。
- 【A委員】 低層の部分はやはり色があつたほうがいいのかというのと、平成25年に公共建築物の木質化の法律がありますので、最近の建物というのは低層階で木を見せたりしています。人の目に触れる場に木を置くという工夫が外壁の部分でもあればいいなと思います。
- 【会長】 そうですね、外部にあまり大きく使うと傷み出す部分があるので、中で木質が見

えるというのはよいと思いますが、外装についてはどうですか。

【事務局】 建物が大規模なので外装に使うのは難しいかと考えます。維持管理の問題から外装には計画していませんが、先ほど先生がおっしゃっていたように、ルーバーやベンチに木を活用していきたいと考えております。

【会長】 他に、駐車場のことで何かありませんか。駐車場も大規模なので、やはり木質系のものや壁面緑化により柔らかくしていく。武蔵野市のクリーンセンターのように縦にルーバーを入れたり、下にツタを入れたり。海外ではツタで全部覆っているということがあります。

あと、ブリッジが2階から3階へ少し斜度が入っているので、車イスだと上がったてまた下がるということです。材料は見えるガラスですか。

【事務局】 見えるガラスで計画していますが、スカートを履いて通られることもあると思うので、整理しようと考えております。

【会長】 手すりには中にあるのですか。

【事務局】 手すりは中にあります。

【C委員】 駐車場は何台くらい入るのですか。

【事務局】 計画上は260台です。

【C委員】 セキュリティはどのように管理されますか。停めて駅に行かれる方もおられると思います。

【事務局】 基本的にはゲートを設置させていただいて、未定ですが、病院の利用者は無料もしくは時間課金制で、単純に駐車場を利用される方は近隣と同じように1時間あたりで課金することを考えております。あくまで病院利用者優先の駐車場です。

【C委員】 大津の総合庁舎なんかは、庁舎と駐車場同じような感じになっていて、中央に広告を置いておしゃれに作ってあります。

【会長】 まとめさせていただくと、病院本体のロータリー側で見える部分については木質を増やして欲しいということと、低層部分については色をもう少しダウンすること。グレー系のほうがいいかなと思いますけれど。あと、木質については、中から見るところで対応していただいておりますが、病棟の方側に（ルーバー、パネル）を張るなどを検討していただけないかということです。

それから駐車場のほうは、木質化してスケールダウンして見せられるようにと、緑化により何かアクセントをつけられるようにということです。

あと他にも意見が出ましたが、それらをまとめ、審議会で出た希望ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議事案件2は終了になります。

4. 報告案件

(1) 野洲市景観計画の運用における現状と課題について

【会長】 では、報告案件です。「野洲市景観計画の運用における現状と課題について」事務局から説明をしていただきます。よろしくお願ひします。

【事務局】 (資料5を用いて説明)

【会長】 それでは質疑に入りたいと思います。

景観計画は生き物みたいなもので、ずっと固定はされないと思いますが、少しでもいい方向へ、周りの状況を考えながら改善していく。最初のたたき台ということなのですが、皆さんお気づきになられて、こうしたらいいということがあればご意見いただきたいのですが。

【事務局】 ひとつはご提案させていただいている課題で、太陽光発電の大規模な設備が市内においても設置が見受けられるという状況の中で、この太陽光設備について景観基準に位置づけて、一定の届出をしていただけないかという見直しをかけていきたいと考えております。

【会長】 野洲にはありませんでしたか。

【事務局】 はい。景観計画の中では位置づけをしておりません。先程、担当の方から申しましたとおり現状の中で非常に散見されるようになってきた、そして近隣市においてもこの基準を設けられているということから今年度はもう少し検討課題という中でつめた上でご提案をさせていただけたらと思います。

【D委員】 自宅の前の通りに設置されるものの説明会のときに市民から「何か環境に対する規制のようなものはないのか」という意見が出た。電磁波が電気に影響しないのか、向きによって反射で眩しく見えることはないか、などいろいろな意見が出た。

【事務局】 菖蒲地先の方でも、湖岸に近いところで大規模な施設が計画されておりまして、地元の方にもご説明されたということです。所管であり、周辺環境に関することを担っている環境課の方では、周辺の景観だけではなく、音の問題など周辺環境に影響を与えるという事項については、国の方で作成された「事業計画策定ガイドライン」の基準に従ってその事業者が説明や対応をしていくというようなことで、まずは現状、野洲市の運用として進めていくとのこと。

そのガイドラインの中で「各種法令を遵守すること」というような規定がございますので、都市計画課では、環境の中で、特に景観の中で、周辺景観にどのような影響があるかの観点について、今年度つめていきたいということです。

今後、大規模な太陽光発電設備が市場の中で展開されるかどうか、動向も注視をさせていただきながら、環境施策の中と連携していかなければならないという認識をしております。

今現在、市内では、菖蒲地先、さらに大篠原地先でそういった施設もございますので、現状を見据えながら考えていかなければならないと考えております。

大規模な施設を設置しておられる市場動向というのは、東日本大震災以降の10kw以上の大規模発電の全量買取制度の動きによるところがありますが、そうした環境政策も逐次見直されている状況もありますので、野洲市としてはどういう対応をしていくのか、もう少し見極めていきたいというように思います。

【B委員】 太陽光発電設備に関しては、都市計画法とかで何かの縛りを、ということはないのですか。

【事務局】 都市計画法の規制基準でいいますと、建築物・工作物というのが建築基準法と連動しているものが都市計画法になります。その基準に該当するかどうか、になるの

ですが、先程申し上げましたような一定規模の太陽光発電設備につきましては、建築確認や開発許可も不要になる案件もあり、都市計画法の中の網では、なかなか規制基準としては難しい面があります。

【B委員】 それは届出制度とか規制基準を設けようとする、この景観条例の中にそれを定めていくしか方法がないということでしょうか。

【事務局】 全体的にいろいろな課題があると思いますが、いま都市計画課の方で考えておりますのは景観に関する影響をいかにとらえていくかという観点だけになります。その他に、大規模な造成のため山を崩して太陽光発電を付ける、というような事例も他市ではございます。そのような場合に、大津市さんの方では、許可基準・許可制度を設ける条例を制定しておられ、景観以外の部分の影響も含めて、点検をしていくというようなものですが、現状野洲市ではそこまでの規制は考えられないのではないかと考えます。まずは、景観に関する基準の中で考えていけたら、というように思っております。

【会長】 景観の観点からいろいろな議事提案して頂いて、またいつかそれに対して皆さんのご意見を頂戴するという事でよろしいですね。

【事務局】 はい。

【会長】 太陽光発電がこれから将来どうなるかを考え、採算が本当にとれるのか、というところは課題としてあるということですね。

それから、運用する中での懸念事項の外壁後退、屋根勾配、緑化の基準というはどのような懸念事項ですか。

【事務局】 周辺状況に応じて、現状と同等の景観であればよい、というような運用をさせていただいておりますので、基準よりも運用の中で少し緩和した指導をしているというような現状もあるということから、そもそも基準自体をもう少し強化するよう見直していくべきなのか、規制を緩和していくべきなのかというような課題があるということです。

【会長】 それも課題として具体的なものとして示していただけるのですか。

【事務局】 はい。

【会長】 分かりました。今後また審議会でご提案するという事です。

それでは「野洲市景観計画の運用における現状と課題」というところについてはよろしいでしょうか。

(2) 野洲市屋外広告物条例の運用基準について

【会長】 それでは、次に、報告案件2「野洲市屋外広告物条例の運用状況について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料7を用いて説明)

【会長】 ただいまの報告に対してご意見やご質問はありますか。

野洲市は違反が多い方ですか。

【事務局】 先ほどの「屋外広告物許可件数の推移」の資料のとおり、各市町により掲示されている広告物の数が異なるので、一概に比較することはできないかと思えます。

先ほど担当が申し上げましたとおり、屋外広告物の施行の際に当審議会にて違反物件の対応についてご意見をいただきまして、条例施行とともに2箇年かけて市内全域の実態調査を実施しました。その結果が先ほどの地図の資料でございます。滋賀県内において、本市以外でこのような実態調査を実施している市町はございません。こういった一定の成果があって、現在の屋外広告物の許可件数につながっているという観点からご報告をさせていただいたところでございます。

【A委員】 実態調査の結果を受けて、何か指導はされたのでしょうか。

【事務局】 資料7を見ていただきますと、平成27、28年度で実態調査を実施しております。平成29年度以降に具体的な指導を行っております。実態調査の中では幹線道路沿いに掲出されているものが多かったため、まず平成29年度に県道大津能登川長浜線沿い及び国道8号線沿いを、平成30年度は野洲市役所周辺及び北部合同庁舎周辺を集中的に指導しました。件数の多い箇所から順次指導を行っており、広告物を掲出している方を実際に訪問し、当条例の制度の趣旨等を丁寧に説明することでご理解いただくといった方法で啓発活動を進めているところでございます。

【D委員】 商工会の中で、屋外広告物の掲出に際し手数料が発生することに関して会員の理解を得ることが難しい場合があり、非常に困っている。

【事務局】 先ほどの地図にありますとおり、市内においては第1種～第4種までの規制地域に分類されております。市内の大部分を第4種規制地域が占めており、この地域については他の規制地域よりも緩やかな基準となっている。具体的には自家用広告物の場合、敷地内の屋外広告物の総面積が10㎡を超える場合は許可申請が必要になりますが、10㎡未満の場合は許可申請が不要で、自由に掲出できることとなっております。この基準は本市が条例を制定する前に滋賀県で条例が制定されており、概ね滋賀県全域で同様の基準で運用されておりましたので、その基準を引き継ぐ形で本市で条例を制定したという経緯がありますので、そういった経緯を含めて商店、店舗を運営されている方にご説明をさせていただくことでご理解いただけるよう周知、啓発活動を進めているところです。

【会長】 概ね滋賀県全域で同様の基準で運用されているというご説明でしたが、野洲市において他市と異なった運用をしている部分はありますか。

【事務局】 特にはございません。

【会長】 現状では道路沿いの広告物が視界を遮っているケースも目撃しておりますが、屋外広告物の規制は、景観保全の一環ではあると思いますが、スマートフォン等の情報ツールの発達とともに屋外広告物の数は減少していくものと推測されます。

ほかにご質問、ご意見が無いようでしたら、これで報告案件2を終了ということでもよろしいでしょうか。

5. その他

【A委員】 景観条例の中で、表彰というのがありますが、今までこれをされたことはありますか。

【事務局】 条例施行以降、そういった取組みを表彰するというようなこともございませんで

した。引き続きこれにつきましては、そういう事例がありましたら、ということではありますが、今現在のところ、実例としてはございません。

【A委員】 京都市はそういう取組みをされていて、そういうことがあるとやはり、地域に興味をもって町並みを整えようという気にもなってきますので、いいと思います。

【会長】 他に何かありますか。

【事務局】 審議会の今後の予定ですが、病院事業に関していただいたご意見を、ご報告をさせていただいて検討に入ります。太陽光発電の課題につきましては、もう少し事務方で現状と課題の整理をしまして、今年度中には方向などをお示しできる資料を整えていきたいと考えております。来年度早々に、次回の審議会を開催できるように進めていきたいという予定です。

【会長】 最後に何かございますか。

無いようでしたら、進行を事務局にお返しいたします。

6. 閉会

【次長】 本日は、皆様方からは丁寧なご審議を賜わりまして、また、貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

野洲市民病院整備にかかる景観への影響については、色彩のこと、また自然を取り込むということで緑化、木目調についてのご意見をいただきました。そういったご意見を検討材料といたしまして、事務を進めてまいりたいと思います。

また、景観計画および屋外広告物条例につきましては、引き続き適正な運用を行うとともに、野洲市の良好な景観まちづくりのために検討を進めてまいりたいと思いますので、その際には、ご審議にご協力を賜わりますようお願いいたします。

今後も引き続き、本市の景観まちづくりの推進のために、ご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

—— 終了 ——